

令和3年第1回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月25日（月）
午後2時00分から午後3時30分
2. 開催場所 大瀬戸コミュニティーセンター 3階会議室
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員（19人）

会 長	1 番	岩崎	信一郎						
会長代理	2 番	松本	千代治						
委 員	3 番	山口	隆	4 番	谷脇	文弘	5 番	松崎	常俊
	6 番	津口	祐二	7 番	岸本	六郎	8 番	白石	幸憲
	9 番	福田	務	10 番	葉山	諭	11 番	瀬川	洋子
	12 番	浦口	大輔	13 番	辻尾	政幸	14 番	朝長	久夫
	15 番	宮崎	壽治	16 番	水嶋	政明	17 番	葉山	静子
	18 番	知念	近海	19 番	田中	初治			
5. 欠席委員（0人）
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
議案第3号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する
意見について
議案第4号 非農地通知の対象とするものの決定について
 - 報告事項 転用許可不要案件届出について
農地の転用事実に関する照会について
7. 事務局 事務局長：谷口雄二 局長補佐：神浦真吾
8. 会議の概要
事務局 只今から令和3年西海市農業委員会第1回総会を開会いたします。出席委員は在任委員19名中19名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。
それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議 長　　これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長　　今回の議事録署名委員は、18番：知念委員、19番：田中委員にお願いいたします。

議 長　　それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。

それでは、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番について事務局より説明を求めます。

事務局　　議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について「1番」を説明します。

資料は2頁になります。物件の所在は、西彼町喰場郷字明山の畑1筆、485㎡で、譲り渡し人及び譲り受け人については議案書記載のとおりです。使用目的・用途は住宅建築で、移転の事由は現在、西彼町地域内の自宅が手狭となり、地元に住宅を新築するためとなっています。権利内容は所有権移転・贈与です。譲り渡し人の姪が譲り受け人の妻となる関係で親戚関係にあるため、住宅用地として贈与することになり、申請地を分筆して譲り受け人の住宅地として所有権移転をおこなうためと聞いております。添付資料は、1頁および3頁から10頁までで、1頁に位置図、3頁に付近状況図、4頁に現況写真、5頁に字図、6頁に航空写真、7頁に被害防除計画書、8頁に土地利用計画図、9頁に平面図、10頁に立面図を添付しております。木造2階建て1F・55.90㎡、2F・51.34㎡、計107.24㎡、建築面積64.59㎡の住宅1棟を建築する内容となっています。7頁にもどり、被害防除の内容として①土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させる恐れを生じさせないための対策として、切土を行う最高0.7m、最低0m。被害防除措置として、土留め工事をする。被害防除の措置の内容又は被害発生のおそれがない理由として、一部法面に土留め工事を施工する。周辺農地よりも低く、特段被害を及ぼす恐れはない。②農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置として、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽処理となっています。(2)(3)の放流先は道路側溝、河川管理者との協議内容として雨水等の自然流下のみで特段被害の恐れはない。③周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置、被害防除措置の内容又は被害の恐

れない理由として、隣地境界を土留め工事により土砂の流出を防止する。となっています。工期は許可日から令和3年8月31日を予定しています。農地区分について、申請地は市道や宅地や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

1 1 番 1 番について、先日現地を確認しました。この辺りは、住宅が点在するところで、隣は親族の家、周りは雑木林で南西側に農地がありますが、排水や土壌流出など特に問題はないと思われま。よろしくお願ひします。

議 長 ただ今議案第1号の1番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番については、許可相当といたします。

議 長 次に2番について、事務局より説明を求めます。

事務局 2番を説明します。資料は11頁になります。物件の所在は、大瀬戸町雪浦下釜郷字中ワラビ川の田・計1筆・543㎡の申請となっています。譲り渡し人及び譲り受け人については、議案書記載のとおりです。使用目的は建設資材置場、移転の事由は現在の資材置き場が業務拡大により手狭となり増設したいとなっています。権利内容は所有権移転・売買です。本件は令和2年6月総会にて農業振興地域整備計画で除外申請した農地の分となります。添付資料は、1頁および12頁から17頁までで、1頁に位置図、12頁に付近状況図、13頁に現況写真、14頁に字図、15頁に航空写真を添付しています。16頁に被害防除計画書、17頁に土地利用計画図を添付しています。コンクリート製品や砂利・砂などの建設資材置き場として利用し、コンクリートブロックを境界に設置する内容となっています。16頁にもどり、被害防除の内

容は①土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させる恐れを生じさせないための対策として、現状のまま利用する。被害防除措置として土留め工事をする。被害防除措置の内容または被害の発生の恐れがない理由として、一部法面に土留め工事を施工する。周辺に耕作している農地はなく、特段被害を及ぼす恐れがない。②農業用排水施設の有する機能に支障を生じさせないための措置として、雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は、なしとなっています。河川管理者等との協議内容は雨水等の自然流下のみで、特段被害の恐れはない。工期は許可日から令和3年8月31日を予定しています。申請地は市道に接し宅地や雑種地や耕作されていない農地に接した農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

8 番 2番について、先日地区担当の推進委員、譲り渡し人、譲り受け人と私と4人で現場確認に行ってきました。この件については、事務局が言うように、昨年の6月に西海農業振興地域整備計画の変更についてということで、審議がされております。この農地は、雪浦橋から上流に1キロぐらい上ったところの、去年出来たグループホームのすぐ隣です。その土地を、譲り受け人が、ぜひ譲って欲しいと相談したそうです。近くに資材置場とか砂利置場とか持っているのですが、ちょっと狭いので、広げたいのでぜひ譲って欲しいということでした。ここは雑草がちょっと茂っているだけなので、そんなに手を加える必要もなく、現状のまま利用するということです。隣の農地にも特に被害はないだろうと思います。問題はないと思います。よろしくお願ひします。

議 長 ただ今議案第1号の2番について説明がありました。
 これより質疑に入ります。
 皆さんから何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議ございませんか。
 《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
 よって、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」の2番については、許可相当といたします。

議 長 次に議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。本案は、15番委員本人が関係する事案ですので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。

事務局より説明を求めます。

事務局 資料の18頁をお願いします。議案第2号農用地利用集積計画の決定について、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する。となっています。

19頁は農用地利用集積計画集計表です。合意解約1筆1,326㎡、使用貸借権・賃借権設定（県公社借入分）従来分1筆353㎡、使用貸借権・賃借権設定（県公社借入分）一括方式分6筆11,243㎡が計上されています。

20頁は合意解約分で1者、1筆、1,326㎡について計上されています。21頁は県公社借入分の従来分で1者から使用貸借する1筆353㎡で、「小迎地区県営農業競争力強化基盤整備事業」に関する物件で今回配分がありません。22頁は県公社借入分の一括方式分で6者から賃貸借・使用貸借する6筆11,243㎡について計上されています。今回申請があった利用集積の各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。再契約1筆と新規分5筆の計6筆分の賃貸借・使用貸借を集積する内容となっています。農業経営基盤強化促進法第18条の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今、議案第2号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定する事といたします。

ここで15番委員は入室・着席をお願いします。

議長 次に議案第3号「農地中間管理事業利用配分計画(案)に関する意見について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 資料の23頁をお願いします。議案第3号農地中間管理事業における農用地利用配分計画(案)に関する意見について、農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の3の規定により、意見を求められたので、判断を求める、となっています。資料は24頁から30頁までです。24頁は従来分の配分内容で、21頁で集積した1番について配分がなく、2番から12番の11筆は県公社で集積していた物件を再配分するものです。2番・3番の2筆は西海町の担い手の方へ、4番から12番の9筆は西彼町の法人の担い手の方に配分する内容となっており、それぞれが残期間の配分となっています。4番から12番の9筆は、白崎地区水利施設等保全高度化事業特別型(畑地帯担い手育成型)(区画整理・農業用排水施設事)に関係する物件となっています。

25頁は先ほど22頁にて提案しました県公社の借り入れ分一括方式分の6筆に対して、県農業振興公社から「3者」に対し、賃貸借「10年」のもの5筆、使用貸借「20年」のもの1筆の配分を行うもので、計6筆、11,243㎡を計上しています。

配分先として佐世保市針尾東町の担い手の方に3筆、西彼町八木原郷の担い手の方に2筆、西海町水浦郷の担い手の方に1筆、計6筆を配分する内容となっています。

各筆の地番・地目・面積・賃貸借・使用貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。26頁・27頁に従来分の借り手の経営状況、28頁から30頁に一括方式分の借り手の経営状況を添付しています。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは、従来分について補足説明をお願いします。

9番 2番と3番について、先日地区担当の推進委員にお願いして、確認してもらいました。この場所は、借り手の方の自宅のすぐ裏で、3年ほど前までは、ほかの方が耕作していました。今はその人が亡くなって、セイタカアワダチソウとかが生えている程度に荒れていて、そこでスイカとか大根とか作ろうということで借り受けることになったということでした。借り手の方は面高地区の基盤整備の会長もやっています、間違いなく耕作してくれると思いますので、特に問題はないと思います。また私も今朝、現場に行ってみました。すぐ家の裏のような場所でしたので、うってつけの方ではないかなと思って、確認してき

ました。以上です。

- 6 番 先日、現地を確認に行ってきました。4番から12番のうち、5番から12番までは、もう既に耕作できるように整備が完了していました。それで、5番から12番は1ヶ所にまとまっているのですが、4番は、そこから四、五百メートル離れた場所にあります。現在まだ造成中でしたが、この借入れ日までには十分間に合うと思います。この借入れ人である法人は、西彼町地域で結構雇用とかもされていて、野菜類を主に生産されています。大丈夫だと思います。

議 長 それでは、一括分について補足説明をお願いします。

- 1 5 番 まず1番から3番の件ですが、先日地区担当の推進委員と、借り手の方親子で現地の確認をしました。借り手の方は、11月25日の総会の議案の中で私が補足説明した方の後継者となる息子さんでした。前回同様、ミカン栽培の規模拡大のために当地を選んだものです。それと2番、3番の畑は、現在ミカン畑ですが、別の方が昨年まで収穫されておりました。しかし、本人いわく、もう高齢により、就農が困難になり始めたので、どうにかしたい。また後継者はいるのですが、イチゴ栽培のほうが忙しくて手が出ないということで、借手を探していたそうです。借り手の方は、3年後ぐらいまでには品種を統一して、別の品種と切り替える予定だそうです。またここは、昨年ワイヤーメッシュを補助事業で建てたばかりですが、引き継いでその維持管理の約束をもらいました。以上です。審議をお願いします。

- 1 5 番 4番と5番について、先日地区担当の推進委員と一緒に現地で借り手の方と面会しました。その方は、少し離れた自身のミカン畑の密植している分の移植先が近場にないかということで、公社のほうに打診していたそうですが、見つからないとのことで、自宅近くの荒れ地の地主さんと直接交渉して、話を進めた上で、公社仲介の形ということで契約をしたものです。現在は、雑草は刈り取られており、まだまだ元気に取り組んでおられます。借用期間が10年に設定されていますが、期限前に返却要求がなければよいかと心配されておりました。以上です。審議をよろしくをお願いします。

- 1 9 番 6番について、本人とは面識がなかったのですが、先日会いに行きました。この借り手の方は、自衛隊を退職されて10年ぐらい経ち、ミカン作りをやりたいということでした。この場所をお借りしたいということで、本人はやる気十分でした。

議 長 　　ただ今、議案第 3 号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。
よって、議案第 3 号「農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について」につきましても、原案どおり配分することで「異議なし」といたします。

議 長 　　次に議案第 4 号「非農地通知の対象とする事の決定について」の通常分を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 　　それでは資料の 31 頁をお願いします。議案第 4 号非農地通知の対象とする事の決定についてを説明します。

今回は通常分 4 件・10 筆・9,244 m²と同意書分 73 件・490 筆・387,631.00 m²の合計 77 件・500 筆・396,875.00 m²について、審議を頂きたいと思います。

説明に入ります。資料 31 頁をお願いします。通常分の 10 件について説明します。

物件 1 番から 3 番の 3 筆は大瀬戸町瀬戸福島郷の物件で、資料は 32 頁から 36 頁です。申請者は大瀬戸町瀬戸福島郷にお住いの方で、相続対象物件です。32 頁に申請地位置図、33 頁に付近近況図、34 頁に対象地の現況写真、35 頁に字図、36 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、現場到達が困難な場所でしたが雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないと判断しました。

物件 4 番から 6 番の 3 筆は西彼町中山郷の物件で、資料は 32 頁および 37 頁から 40 頁です。申請者は西彼町中山郷にお住いの方です。32 頁に申請地位置図、37 頁に付近近況図、38 頁に対象地の現況写真、39 頁に字図、40 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、それぞれ雑木等が茂り山林化しており、現場をみる限り、特に支障はないと判断しました。

物件 7 番・8 番の 2 筆は西彼町町風早郷の物件で資料は 32 頁および

41 頁から 44 頁です。申請者は長崎市鳴海町にお住いの方で、西彼町風早郷に縁のある方です。32 頁に申請地位置図、41 頁に付近近況図、42 頁に対象地の現況写真、43 頁に字図、44 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、それぞれ雑木等が茂り山林化・原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないと判断しました。

物件 9 番・10 番の 2 筆は大島町の物件で資料は 32 頁および 45 頁から 48 頁です。申請者は長崎市横尾 1 丁目町にお住いの方で、大島町に縁のある方です。32 頁に申請地位置図、45 頁に付近近況図、46 頁に対象地の現況写真、47 頁に字図、48 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で黄色に塗った部分。赤枠で囲んだ部分が申請対象地となっています。申請地のほうですが、それぞれ雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないと判断しました。

全ての対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

7 番 1 番から 3 番について、先日地区担当の推進委員と 2 人で、現地を確認に行ってきた。まず道がなくて、目的地に到着するのが大変なところでした。周りも全部写真と同じように、荒れ果ててしまっていて、農地として使うというのはまず無理かなというようなところ。昔は、歩いて行っていたところでしょうが、車では行けないし、現地に着くまでに歩いて相当時間のかかる場所です。この周りも同じような状況で、非農地処理していただければなど見て来ました。よろしくをお願いします。

1 2 番 4 番から 6 番について、先般所有者立ち合いで、現場の確認をして来ました。資料の 39 頁を開いてください。場所は中山郷からときわ台小学校へ上る道の途中から入ったところ。261 番の黄色で塗ってあるところの左上の 269 番 1 に畑がありますが、周りはほとんど写真にあるような状況です。唯一、ここで畑を少しばかりつくっています。そこへ行くために、赤道はほとんど入れない状態なので、612 番 1 から上の 261 番まで園内道をつくっています。その道しか 269 番 1 へ行く道はない状態です。その方とも確認をとって、非農地申請については同意をされています。唯一、畑に行く道なので、非農地になっても自分が作っている間は、道路管理はするという事で了解いただきました。よろしくをお願いします。以上です。

3 番 7番と8番について、先日現地を確認に行きました。現場に行くところは、かなり道が悪くて軽トラックで何とか入っていけるようなところでした。そして落ち葉が周りにいっぱいあって、雨の日とかとても入って行けるような状況ではありませんでした。イノシシの運動場みたいになっていて、一部は沼のような状況になっているところもありました。非農地にしても問題ないと思われれます。以上です。

16番 9番と10番について、先日地区担当の推進委員と現場の確認に行つて来ました。ここの表側は住宅地に囲まれ、また後はすぐ山の法面ということで、急勾配になっています。特に最初の写真を見てもらったわかるように、石がごろごろと落ちていて、もう畑に戻せるような状況でないというふうに確認をしてきました。どうぞ、審議よろしくをお願いします。

議 長 ただ今、議案第4号の1番から10番について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。
よって、議案第4号「非農地通知の対象とすることの決定について」の通常分の1番から10番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 次に議案第4号「非農地通知の対象とする事の決定について」の同意書分を議題といたします。本案は、12番委員と15番委員本人が関係する事案ですので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 「同意書分」について、説明します。資料は別冊1頁から25頁をお願いします。今回、申請者の方は73件、490筆、387,631.00㎡となります。住所や所有者の詳細につきましては議案書に記載したとおりです。今回の分につきましては、農地利用状況調査において、B分類の判定をしている農地を対象とし、市内の土地所有者の方に送付しています。今回返答された分のうち、12月1日から1月4日までに受け

付けた申請日が12月28日まで分の非農地通知同意書を提出いただいた物件について、非農地通知の対象地として、議案として計上している状況です。

説明に入ります。物件1番から480番の480筆は西彼町の物件で、481番から486番の6筆は大島町の物件で、487番から490番の4筆は大瀬戸町の物件で、資料は26頁から96頁までです。申請者は西彼町にお住まいの方々と大島町にお住まいの方と大瀬戸町にお住まいの方です。

26頁に管内図、配置図資料を添付しました。赤枠内の番号「配置図1」から「配置図7」が航空写真配置図の頁番号と連動しています。配置図番号の横の丸囲み数27から33が資料の頁番号と連動しています。27頁から33頁に航空写真配置図を添付しています。赤枠内の番号が航空写真の頁の番号と連動しています。34頁から96頁に対象地の航空写真を添付しています。航空写真内のナンバーが、申請対象地の番号と、数値が申請地の地番と連動しています。例えば1頁の申請地「1番」申請地番「2447番3」の地図等の「西彼1」について、27頁の航空写真配置図の赤枠「1」と34頁の西彼町伊ノ浦郷1の航空写真の「No.1」、「2447-1」が、それぞれ連動しています。

対象地は複数の航空写真にまたがる場合もありますが、代表的な航空写真配置図の番号で対応している状況です。大字順に、西彼の北部から南部へ、大島町、大瀬戸町へと展開していく内容となっています。

申請地のほうですが利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林化及び原野化しており、特に支障はないという判断をいたしました。

申請の対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。

同意書分73件、490筆、387,631.00㎡について審議をお願いします。当月分の累計として25頁の下段に計500筆、396,875.00㎡を記載しております。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今、議案第4号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分の1番から490番について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第4号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分の1番から490番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

ここで12番委員と15番委員は入室・着席をお願いします。

議長 以上で議案審議は終了しました。

議長 次に報告事項に入ります。
転用許可不要案件届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告事項の説明を行います。資料は97頁から117頁となります。
98頁をお願いします。令和3年1月受付、農地転用不要許可案件届出について、1番を説明いたします。大瀬戸町雪浦河通郷における農地転用許可不要案件届出となります。目的はKDDI株式会社による携帯電話無線基地局の増設工事の分となります。申請地は大瀬戸町雪浦河通郷字フシノ木谷の畑、計1筆の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。申請地の面積2,413㎡のうち8.60㎡を無線基地局の増設分の用地として使用する申請となっています。工期は県の受理日から令和3年3月31日を予定しています。関係資料は97頁および99頁から104頁までで、97頁に申請地位置図、99頁に付近近況図、100頁に現況写真、101頁に字図、102頁に航空写真、103頁に平面図、104頁に機器配置図を添付しています。平成30年1月に届け出を行った案件の隣に増設を行う内容となっています。

資料の105頁をお願いします。令和3年1月受付、農地転用不要許可案件届出について、2番を説明いたします。西海町横瀬郷における農地転用許可不要案件届出となります。目的は楽天モバイル株式会社による携帯電話無線基地局の新設工事の分となります。申請地は西海町横瀬郷字コソノ峯の畑、計1筆の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。申請地の面積1,244㎡のうち4.00㎡を携帯電話無線基地局の新設分の用地として使用する申請となっています。工期は令和3年2月1日から令和3年3月31日を予定しています。関係資料は97頁および106頁から112頁までで、97頁に申請地位置図、106頁に付近近況図、107頁に現況写真、108頁に字図、109頁に航空写真、110頁に平面図、111頁に機器配置図、112頁に設置イメージ写真を添付しています。事務局からの説明は以上です。

議長 ただ今、転用許可不要案件届出について説明がありました。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 次に、農地の転用事実に関する照会について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料の 113 頁をお願いします。農地の転用事実の照会（地目変更登記）について説明します。登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記に係る登記官からの照会がありました。令和 2 年 12 月 11 日付け日記第 360 号と記載していますが、「360」は「499」へ修正をお願いします。受付は 12 月 14 日となります。申請物件の西彼町小迎郷字藤ノ川の畑、計 2 筆、14.61 m²について照会があり令和 2 年 12 月 21 日に農業委員、農地利用最適化推進委員と確認を行い、12 月 21 日に非農地である旨回答を行いましたので報告するものです。関係資料は 97 頁および 114 頁から 117 頁となります。97 頁に位置図、114 頁に付近近況図、115 頁に申請地の現況写真、116 頁に字図、117 頁に航空写真を添付しております。本件は畑から雑種地へ地目変更申請を行った案件で、申請の通り非農地として回答いたしました。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただ今、農地の転用事実に関する照会について説明がありました。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、ただ今報告があったとおりにご承知おきください。

議 長 以上で審議は全て終了しました。
皆さんのほうから何かありませんか。

議 長 ないようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

臨時総会を

日時 令和 3 年 2 月 9 日(火) 午後 2 時 0 0 分から
場所 大瀬戸コミュニティーセンター 3 階会議室

例月の総会は

日時 令和 3 年 2 月 25 日(木) 午後 2 時 0 0 分から
場所 大瀬戸コミュニティーセンター 3 階会議室

代 理 これをもちまして西海市農業委員会第 1 回総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

令和3年1月25日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人